

告 示

埼玉県告示第千三百四十八号

測量計画機関である鶴ヶ島市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月二十四日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

鶴ヶ島市

二 作業種類

公共測量

三 修正測量

修正測量

三 作業地域

鶴ヶ島市全域

四 作業期間

令和二年十一月十三日から令和三年三月三十一日まで